

別記

高知県漁業生産基盤維持向上事業実施基準

1 補助対象事業

事業主体が自らの判断と責任のもとに実施する事業で、漁業活動の維持、向上等に効果が認められる次の事業とする。ただし、国の事業の対象となるものについては、審査会で特別に必要と認められた場合以外は対象としない。

また、複数の機種等が連動して、一体として機能が確保することができるものについては、その全体を1事業とみなす。

2 事業区分について

(1) 共同利用施設整備事業

内容：漁獲物の集出荷作業場、製氷施設、貯氷施設、冷凍施設、冷蔵施設、燃油補給施設、上架施設の整備

(2) 水産物加工流通施設整備事業

内容：水産物の加工処理施設、水産加工及び水産流通関連作業に使用する海水の殺菌処理等の施設の機能を向上させるための整備

(3) 漁場・漁業環境整備事業

内容：漁業資源の産卵、育成に適した環境の整備や調査、航路及び泊地等の確保に必要な浚渫

(4) 増養殖施設整備事業

内容：漁業者の所得向上を目的とした養殖及び放流用の魚介類等をふ化、育成する施設等の整備

(5) (1) から (4) までの事業以外の事業

内容：電算システムの導入等の水産情報高度化事業、漁獲物の有利販売の取組、優良衛生品質管理市場・漁港認定取得事業、講習会開催等の人材育成事業、その他知事が特別に認める事業

3 補助対象外とする事業

(1) 共同利用施設・機器の受益者数が限定され共同利用と認められない事業

理由：共同利用に該当するためには不特定多数の受益者があることが必要であり、特定少数による利用は、個人利用と認められるため。ただし、先駆的事業等は、事業開始当初の受益者は、少數の場合もあり、受益者数の妥当性は、個々の事業ごとに審査する。

(2) フォークリフト、トラック等汎用性の高いものの購入事業

理由：他の用途に使用されるおそれが強く、当初の補助目的を担保できないため。

なお、優良衛生品質管理市場・漁港認定に資する機器の導入等については、個々の事業ごとにその必要性を審査することとし、市場・漁港の機能維持としての機器整備事

業は補助対象外とする。

(3) 個人用レンタルに使用する機器等物品及び施設整備事業

理由：個人給付となるため。

(4) 調査事業において調査結果により対策等を行うことが見込めない事業や、有利販売の取組において事業完了後に継続した効果が期待できない単発的な事業

理由：一過性の事業でそれにより具体的な対策を講じることや事業継続の有無等の判断ができる場合、事業として成り立たないため。

(5) 物品の購入や既存施設の改修等を行う施設整備事業において、生産性の向上等事業効果が期待できない単なる機械、施設等の更新事業

4 補助対象外とする経費

(1) 機器類・施設更新時の撤去等処分費用

理由：不用となった機器類・施設の処分は、所有者において行うべきものであるため。

(2) 補助事業の受益者に対する賃金

理由：補助事業の成果から受益を受ける者が当該事業に従事する場合に、賃金給付を補助対象とすることは補助事業としてなじまないため。

(3) 共同利用施設整備事業及び水産物加工流通施設整備事業における消耗品購入費用

理由：消耗品は事業主体で整備するのが原則であるため。

なお、その他の事業においては、個々の事業ごとにその必要性を審査する。

5 事業採択基準

審査会において、次に掲げる要件について審査し、採択又は不採択の決定をするものとする。

(1) 事業主体としての適格性

- ・組織運営の適格性
- ・経営基盤への影響

(2) 地域の実情、消費者ニーズ等に即応した適切な目標設定が行われているか

- ・課題把握の適格性
- ・設定目標の妥当性
- ・事業効果

(3) 事業の内容は適切か

- ・事業効果
- ・事業の有効性
- ・国庫補助事業のメニュー又は県単独事業との関連

- ・共同利用
- ・耐久性
- ・事業実施のタイミング
- ・他の漁業への影響
- ・市町村又は地域の振興計画・施策との整合性等

(4) 事業実施に向けた環境が整っているか

- ・関係者の合意形成状況
- ・推進体制